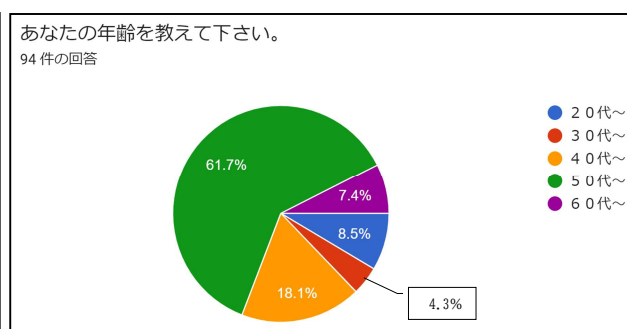
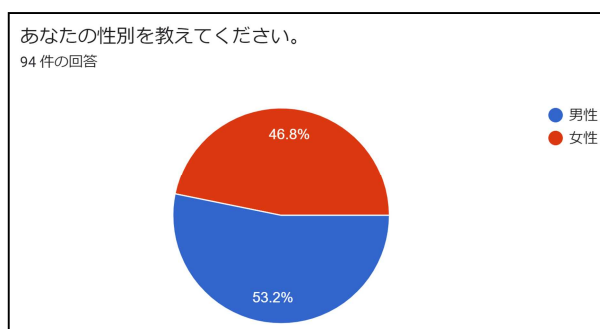
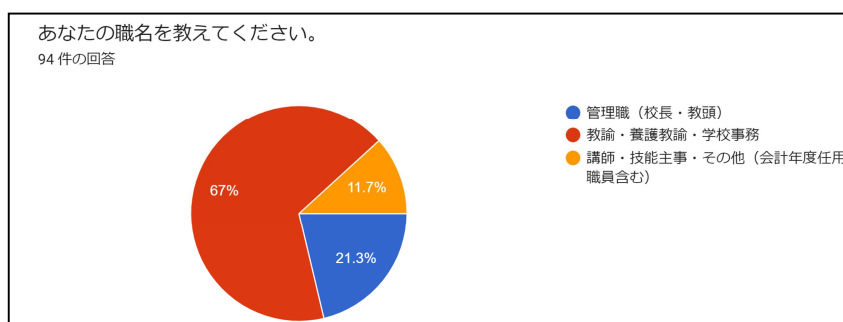


令和4年度

小中学校教職員等のハラスメントに関するアンケート結果について

1 調査概要

- 趣 旨 五所川原市小中学校教職員のハラスメント防止に関する要綱第4条の規程により研修等を行う際の資料作成のための実態を把握
- 対 象 全ての小中学校に勤務する教職員等（講師、会計年度任用職員 他）
- 方 法 Web型アンケートによる回答と紙回答の併用（全て匿名で実施）
- 期 間 令和4年6月22日～令和4年7月31日
- 回答数 94件（回答率約23%）



2 アンケート結果概要

- ハラスメントの認知度について（表1～表4）
 - ・ハラスメントに関する認知度については、ほぼ全ての教職員等が認知していた。
- ハラスメント体験等について（表5～表9）
 - ・ハラスメントを受けた体験のある教職員等は全体の22.3%（表5）となっており、それによって「何らかの負の感情」や「精神的ダメージを受けている」（表6）との結果。ハラスメントを受けた際の対応として何もしなかった、無視してやり過ぎた（表7）の対応が半数弱を占めており、理由として「話しても変わらないと諦めた」や「自分にも悪い所があるので」などネガティブな感情を持った方もいる。（表9）また、拒絶の意思表示をした者の中には、何らかの不利益を受けた方もいる（表8）

○ハラスメント見聞き等について（表 10～表 14）

- ・ハラスメントを見聞きしたり知人等から相談を受けた方は 14.9%（表 10）、内容として、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントが大部分（表 11）を占めている。ハラスメントを受けた性別については女性 53.3%と半数を占めているが、相手方の性別はほぼ男女同数（表 12）で上司や同僚から何らかのハラスメントを受けている。（表 13）また、ハラスメントを受けての影響については、「何らかの負の感情」や「精神的ダメージを受けている」など。（表 14）

○ハラスメント相談員等について（表 15～表 17）

- ・学校相談員等の説明は 66.0%が説明を受けた、説明をしたとの回答ではあったが、34.0%の教職員が受けていないとの回答。（表 15）ハラスメント被害にあった場合、相談員に相談すると回答した者は 78.7%（表 16）いたが、相談しない等の回答もあり、理由としては「相談しても何も変わらない（33.3%）」、「プライバシーが守られるか不安（22.2%）」など、相談員が信用されていないように思われる。（表 17）

○ハラスメント防止対策について（表 18）

- ・「全教職員に対する教養が必要」が半数を占めている。また、ハラスメント相談員に関する周知徹底、行為者に対する厳正な処分などの回答もある。（表 18）

○その他要望等について

- ・ネットでも相談できると良い。
- ・現在、ハラスメントとを感じる事があり悩んでいる。ハラスメント防止対策が有効に機能する事を望んでいる。
- ・相手方（管理職）がハラスメントと感じていなくても、受け取り側はハラスメントとを感じる事もあるので、もう少し意識してほしい。また、管理職が集まる会議等でも指導を行ってほしい。
- ・セカンドオピニオンのように、第三者で、肩書きのないフリーな立場の方がもうひとり相談員として配置されていると相談しやすい。

3 今後の方向性（アンケート結果より）

- 1) 今回のアンケート結果について、回答率が全体の約 23%しかなく、ハラスメントに対する意識の低さを感じる。今後、啓発資料を作成配布する等、ハラスメントに関する周知に向けた取組みを推進する。
- 2) 職層に応じた研修等を行い、管理職や指導的立場にある教職員をはじめとして意識改革を図る。
- 3) 相談窓口の積極的な周知（学校以外にも相談窓口があるなど）、相談員のスキル向上に向けた取組等を実施し、教職員が悩みを抱えた際、相談しやすい環境づくりに努める。